

建築基準法第43条第2項第1号認定の事務処理要領

建築住宅課

建築基準法第43条第2項第1号認定に係る事務処理については、次のとおりとする。

1. 認定申請について

- (1) 提出部数：2部（正本1部、副本1部とし、管理者が別に存在する場合等、必要に応じて追加で求めること。）
- (2) 認定申請書の添付図書（市規則第11条の2）
 - 1) 認定基準第3（1）及び（2）に該当する場合、次に掲げる図書
 - ① 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
 - ② 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）
 - ③ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）
 - ④ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
 - ⑤ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
 - 2) 認定基準第3（3）に該当する場合、次に掲げる図書
 - ① 前号①から⑤までに掲げる図書
 - ② 道の敷地に係る土地の登記事項証明書（地番及び権利者が明示されていること。）
 - ③ 道の敷地に係る土地の公図の写し（地番が明示されていること。）
 - ④ 拥壁等の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）
 - ⑤ 二次製品の仕様書（使用する製品が明示されていること。）
 - ⑥ 計画平面図（縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法（側溝、縁石、境界杭、鉢、プレート等）、道の範囲の丈量図、道の幅員、延長及び隅切形状、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画（宅地の区割図及び面積）、条例第4条に規定する崖付近の建築物に係る適合性（周辺の土地利用範囲を含む。）、擁壁の位置及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道、道が接続する道路及び周辺の土地利用の部分の高さ並びに排水計画を明示すること。）

- ⑦ 地積測量図（道の範囲の全体及び地番ごとの面積が明示されていること。）
- ⑧ 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに舗装構成、側溝及び道の境界線を明示すること。）
- ⑨ 横断図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配を明示すること。）
- ⑩ 縦断図（道の延長及び勾配並びに転回広場の間隔を明示すること。）
- ⑪擁壁等の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）

2. 承諾書等

- i 道の種類が認定基準第3（1）及び（2）に該当するものである場合、管理者の承認等に関する書面（必要に応じ次に掲げる書面を添付）
 - ・当該道の管理者等との事前調整の議事録（任意書式）
 - ・当該道の管理者が発行する承諾書又は同意書等
- ii 道の種類が認定基準第3（3）に該当するものである場合、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、下記の者の承諾書
 - ・当該道の敷地となる土地の所有者
 - ・その土地に関して権利を有する者
 - ・当該道を建築基準法施行規則第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者

3. 計画内容の変更について

- (1) 認定通知後に、認定申請書の内容との変更が生じた場合、軽微なものは「設計変更届（市規則様式第2号）」の提出を2部（申請時と同様）求め、決裁を経て1部を返却すること。
- (2) 「設計変更届」の添付図書は、変更内容に関わる図書（変更前、変更後）とする。
- (3) 認定基準に適合しているかどうかに関わる変更が生じた場合は、当該認定を取消のうえ、再度認定申請を求める。（これに該当する事例としては、当該道の管理者等の承諾の要件等に関わる変更、申請者の変更などが考えられる。）

4. 認定台帳

認定に係る記録は、許認可台帳へ記載すること。

附 則

この事務処理要領は、平成30年9月25日から施行する。